

令和4年度全国薬務関係主管課長会議

説明資料

厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬安全対策課

目 次 (説 明 事 項)

(医薬安全対策課)

1. 医薬品、医療機器の市販後安全対策等の状況	-----	1
2. M I D－N E T (医療情報データベース)について	-----	8
3. 医療事故防止対策 (医薬品・医療機器等関連事項)	-----	9
4. 令和元年薬機法改正 (安全対策関連事項)	-----	11
5. 医薬安全対策課説明資料	-----	13

1. 医薬品、医療機器の市販後安全対策等の状況

現 状 等

(1) 医薬品、医療機器等の副作用等の収集・評価及び安全性情報の提供

① 令和3年度集計の副作用等報告の件数

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づき、製造販売業者等から医薬品医療機器総合機構（PMDA）に報告される国内の副作用、不具合等の報告件数は、医薬品副作用・感染症報告が、令和2年度 51,429 件、令和3年度 82,308 件、医療機器不具合報告が、令和2年度 24,474 件、令和3年度 27,632 件であった。また、平成26年11月25日以降は再生医療等製品についても、医薬品医療機器等法に基づく報告が始まり、令和2年度 339 件、令和3年度 375 件の報告があった。（参考資料編1参照）
- 医薬関係者から報告される副作用、不具合等の報告件数は、医薬品が、令和2年度 10,985 件、令和3年度 40,374 件、また、医療機器が、令和2年度 426 件、令和3年度 354 件であった。再生医療等製品について、令和2年度 6 件、令和3年度 5 件であった。（参考資料編1参照）
- 製造販売業者、医薬関係者から報告された副作用等の報告については、PMDAと連携し、迅速・的確な評価を行い、評価の結果に応じて「使用上の注意」の改訂の指示等の措置を講じ、情報提供等を行っている。
- 「使用上の注意」の改訂指示等は、医薬品が、令和2年度 207 件、令和3年度 44 件、医療機器が、令和2年度 0 件、令和3年度 1 件であった。再生医療等製品についての改訂指示はなかった。令和2年6月には、ジョイクル関節注 30mg によるショック、アナフィラキシーの発現に関してブルーレターを発出した。（参考資料編1参照）
- PMDAにおいて、医薬品・医療機器の安全性に関する情報を電子メールを利用した「医薬品・医療機器情報配信サービス」（愛称：PMDAメディナビ）で配信している。本サービスは電子メールを利用した仕組みであることから、必要な情報を迅速に入手することが可能である。

- 令和 3 年度末時点での登録件数は約 20 万件である。迅速で効果的な情報伝達を推進するために引き続き、本サービスの周知に努め、安全性情報の伝達の迅速化・効率化のため、医療関係者の登録推進を図っていく。

② 妊娠と薬情報センター

- 妊娠期間中の薬の使用に関する情報は限られているため、平成 17 年 10 月、厚生労働省により国立研究開発法人国立成育医療研究センターに「妊娠と薬情報センター」を設置し、医薬品が胎児に及ぼす影響など最新のエビデンスを収集・評価するとともに、その情報に基づいて、妊婦あるいは妊娠を希望している女性の相談に応じるなどの業務を実施しており、平成 29 年度には全ての都道府県に拠点病院が設置されている。
- 平成 28 年度からは、妊娠と薬情報センターにおける相談事業により収集された情報等を踏まえ、専門家が参加するワーキンググループを設置し、妊産婦・授乳婦への投与に関する情報の添付文書への反映に向けた事業を行っている。

③ 小児と薬情報収集ネットワーク

- 小児に用いられる医薬品の安全性情報の収集・評価を目的として、平成 24 年度から国立研究開発法人国立成育医療研究センターに小児医療情報収集システム事務局を設置し、小児患者への医薬品の投与量、検査結果、患者の状態・症状等の情報を一元管理できるデータベースと小児医療情報収集システムを整備している。
- 平成 29 年度からは、小児に対する医薬品の適正使用の推進を目指し、小児医療情報収集システムの分析結果等をもとに、専門家が参加する検討会にて具体的な検討・評価を行っている。その成果は国立研究開発法人国立成育医療研究センターのウェブサイトに掲載している。

④ 高齢者医薬品適正使用検討会

- 高齢化が急速に進展する中、加齢による生理的な変化や複数の併存疾患を治療するための医薬品の多剤服用等によって、安全性の問題が生じやすい状況にあることから、高齢者の薬物療法の安全確保に必要な事項を調査・検討するために「高齢者医薬品適正使用検討会」を平

成 29 年 4 月に立ち上げ、高齢者の薬物療法に関する安全対策等の調査・検討を進めている。

- 本検討会では、平成 30 年 5 月に「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」、令和元年 6 月に「高齢者の医薬品適正使用の指針（各論編（療養環境別））」を取りまとめ、都道府県を通じて全国の医療機関等へ周知を行った。また、令和 2 年度は、病院においてポリファーマシー対策の取組みを始める際や業務運営体制を体系的に構築・運営する際に役立てていただくための業務手順書・様式事例集として「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」（以下「業務手順書等」という。）を取りまとめた。
- 業務手順書等をより実践的なものとするため、令和 3 年度は特定の病院で、令和 4 年度は特定の地域で実際に運用し、業務手順書等の実用性と課題の確認を進めている。
- これらの取組みを通して、高齢者における薬物療法の適正化や医療の質の向上等を目指している。

⑤ 患者からの副作用報告制度

- 平成 24 年 3 月から P M D A のホームページにおいて、患者からの副作用報告の収集を試行的に実施していたところ。試行期間中である平成 24 年 3 月から平成 31 年 3 月 25 日までに 790 件の報告があった。
- 平成 31 年 3 月 26 日より、実施要領を策定した上で患者副作用報告の本格的な運用を開始した。令和 3 年度の報告件数は 1955 件であった。これらは既に知られている副作用などであり、直ちに安全対策措置が必要なものはなかったが、引き続き注視し、患者からの副作用報告を今後の安全対策に活用したいと考えている。

⑥ 重篤副作用疾患別対応マニュアル改定事業

- 医薬品の使用により発生する副作用疾患に着目した予測・予防型の副作用対策の整備を行い、さらに副作用発生機序解明研究等を推進するため、平成 17 年より「重篤副作用疾患総合対策事業」（令和 3 年度からは「重篤副作用疾患別対応マニュアル整備事業」として継続中。）を実施している。
- 平成 28 年度からは、作成から時間が経過した各マニュアルについてより一層の活用を推進するため、関係学会等の協力を得ながら最新の知見を踏まえた改定等を 5 年間で実施しており、さらにその後も継続

し、必要に応じて更なる改定や新規作成等のほか、マニュアルの普及啓発に向けた取り組み等を実施している。

⑦ 医薬品におけるニトロソアミン類の混入リスク

- 近年、国内外において、サルタン系医薬品、ラニチジン、メトホルミン等から発がん性を有する可能性のある化学物質であるニトロソアミン類が検出されたことを受け、国内外で医薬品のニトロソアミン類混入リスクに関する自主点検が実施されている。
- 本邦では、令和3年10月8日に自主点検に関する通知を発出しており、また、令和4年12月22日に本自主点検を円滑に行うための質疑応答集（Q&A）を発出している。なお、本Q&Aでは知事承認品目に関しても記載しており、当該品目で限度値を超える混入が確認された場合は、厚生労働省及び承認権者となる都道府県薬務主管課にも報告することとしている。

⑧ 濫用等のおそれのある医薬品の改正について

- 濫用等のおそれのある医薬品について、これらの成分を含む総合感冒薬等においても、不適正な使用を目的とした複数購入や用法・用量を超える多量服用等の実態が報告されていることから、このような濫用等を未然に防ぐことを目的に、成分の見直しを行った。（令和5年1月13日公示、同4月1日施行予定。説明資料別添参照）

都道府県で対応頂く事項（依頼）

「「「濫用等のおそれのある医薬品」の適正販売に向けた販売者向けのガイドラインと関係団体等に向けた提言」について（情報提供）」（令和2年9月11日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医薬安全対策課長事務連絡）等を参考に、引き続き、適正販売の推進について、貴管下の薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者に対し適切に指導するとともに、濫用等に関する防止啓発等に努めていただきたい。

(2) 製造販売業者における安全管理

① 製造販売業許可について

- 平成17年4月より製造販売業の許可要件の一つとして施行されている「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の

「製造販売後安全管理の基準」(G V P)については、その遵守の徹底を図ることで企業の安全対策の体制等を確保することとしている。各都道府県での製造販売業の許可に際し、G V P適合性評価の整合を図る観点から、平成 17 年度から毎年 4 回の合同模擬査察研修を実施^(注)している。

(注) 令和 2 年度及び令和 3 年度については、新型コロナウイルス感染症の関係で未実施。令和 4 年度は再開。

- 規制改革推進会議が令和 3 年 12 月 22 日に決定した「当面の規制改革の実施事項」において、「現行の医療機器等総括製造販売責任者（以下「医療機器総責」という。）の資格要件について、諸外国の状況も含めた実態の把握を行い、プログラム医療機器（以下「S a MD」という。）の適切な製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行うための課題を明らかにした上で、資格要件として定められている学歴に該当しない場合の対応として、オンラインでの研修等を含めて検討する。【令和 3 年度検討開始、令和 4 年度結論】」とされた。これを受け、令和 4 年度厚生労働科学特別研究事業（以下「研究班」という。）において、S a MD に限らず、医療機器総責の適切な資格要件を検討するための基礎的な知見を得ることを目的とした検討を行っている。

② 医薬品リスク管理計画（R M P）について

- 医薬品のリスクを最小にすることを目的に、安全性上の検討課題（安全性検討事項）を明らかにし、市販後に実施する調査を計画する（医薬品安全性監視計画）とともに、適正使用に資する資材の作成・配布などの方策（リスク最小化計画）を講じる、「医薬品リスク管理計画」（R M P : Risk Management Plan）を導入した。確実な履行を図るため、G V P 省令及びG P S P 省令を平成 25 年 3 月に改正し、平成 26 年 10 月 1 日より施行している。
- 作成された R M P は「R M P 提出品目一覧」として P M D A のホームページに掲載しており、掲載された際には、メディナビでも配信している。

（P M D A ホームページ）

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/items-information/rmp/0001.html>

③ 副作用報告の遅延について

- 副作用報告の遅延が原因となった行政処分等が相次いだことを受け、平成 29 年 3 月と同年 9 月に通知を発出し、副作用情報に関する一連の業務が適切に維持されているかについて、改めて確認を行い、法令遵守を徹底するよう製造販売業者に求めたところ。
- なお、副作用報告が遅延した事例を把握した場合は、各都道府県へ情報提供を実施している。

今後の取組

- 医療機器総責の資格要件について、令和 5 年 3 月の薬事・食品衛生審議会（医療機器・再生医療等製品安全対策部会）において、研究班の提言を基に審議する予定。
また、審議結果を踏まえて、通知等を発出予定。
- 副作用情報の収集・評価・提供については、引き続き P M D A と連携し、適切に実施していく。特に、情報提供については「緊急安全性情報等の提供に関する指針」に沿って、P M D A のホームページへの掲載、電子メール等の活用により、さらに、医学・薬学等の関係団体等との連携も図りながら、必要な情報が医薬関係者、患者・国民に迅速に提供されるよう努めていく。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 医療機器総責の資格要件の見直しに関して今後発出する通知等について、貴管下製造販売業者に対して周知いただきたい。
- 副作用報告遅延が引き続き散見される状況を踏まえ、G V P 省令等の法令遵守と製造販売後安全管理業務の適切な実施について、改めて製造販売業者に対する指導を徹底していただきたい。
- G V P 遵守通知の留意事項に関する事例や副作用等の報告が遅延した事例を把握した場合は、関係自治体に情報提供しているので、製造販売業者の製造販売後安全管理に対する地方自治体の業務の参考とされたい。
- G V P に関する模擬査察研修を各都道府県と共同で実施^(注) しており、積極的に参加いただくななど G V P の適合性評価の整合性確保への協力をお願いしたい。

（注）令和 2 年度及び令和 3 年度については、新型コロナウイルス感染症の

関係で未実施。令和4年度は再開。

- PMDAメディナビについては、許可、届出等の機会にあわせて、医療機関、薬局、医薬品販売業者等へ情報提供いただき、特に医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の登録の推進に協力をお願いしたい。
- 患者からの副作用報告制度の実施に際しては、機会をとらえて、広報など周知にご協力をお願いしたい。

担当者名 浦課長補佐（内線2752）

2. M I D – N E T（医療情報データベース）について

現状等

- 大規模な医療データを集積し、薬剤疫学的手法により医薬品等の安全対策に活用するため、全国 10拠点 23 病院（以下、「協力医療機関」という。）の協力を得て、PMDAにおいて平成 30 年 4 月より M I D – N E T の本格運用を開始した。
- 本格運用開始から令和 4 年 12 月末までに、行政利活用 141 調査、企業利活用（製造販売後調査）8 品目、その他の企業・アカデミアの利活用 3 調査について、利活用が承認され、行政利活用による調査結果については、添付文書改訂等の安全対策措置に活用されている。
- 一方で、M I D – N E T の利活用を推進するための課題等もあることから、PMDAにおいて利活用ルールの改正等の運用面の改善を継続して実施している。
- また、より大規模な医療ビックデータを活用し、医薬品等の安全対策のさらなる高度化を図るため、現在、国立病院機構が保有する医療情報データベースとのデータ連携に向けた検討を行っている。

今後の取組

- 引き続き、PMDA・協力医療機関と連携して M I D – N E T の安定的な運用を推進するとともに、PMDAにおいて、M I D – N E T を活用した薬剤疫学的手法による安全対策措置の検討を進める。
- 医薬品の開発から安全対策まで一貫して大規模な医療ビックデータが活用できるよう、解析に用いることができるデータ規模の拡充が課題のひとつである。そこで、データ規模拡充に向けて、国立病院機構と連携し、データ連携による統合解析を可能とするための技術的、制度的な検討に引き続き取り組む。また、医療情報データの標準化・品質管理について、関係機関等と引き続き技術的な連携・協力を図る。

担当者名 鈴木主査（内線 2751）

3. 医療事故防止対策（医薬品・医療機器等関連事項）

現 状 等

- 輸液ライン等の誤接続防止については、異なる製品分野間での小口径のコネクタ製品の相互接続を不可能にするコネクタの国際規格（ISO（IEC）80369シリーズ）の制定が進められており、誤接続防止による医療安全の向上、国際整合による製品の安定供給の確保の観点から、本邦においても国際規格を導入する旨の通知を平成29年10月に発出した。経腸栄養分野の製品については、平成30年3月に国際規格への切替えに係る通知を発出したが、その後、重症心身障害児・者の医療的ケア等における切替えに伴う課題の整理と対応策の検討を行い、令和4年5月、経腸栄養分野については国際規格への切替えを促進することが基本であるものの、国際規格製品の使用が困難なケースも認められることを踏まえ、当該ケースにおいて当面の間一定の条件の担保した上で旧規格製品の使用を可能とすることが適切であること等を示した通知を発出した。また、同年6月、旧規格製品を製造販売する場合に必要となる追加の安全対策措置の内容等を示した通知を発出した。
- 医薬品・医療機器を特定し、識別を行うための仕組みであるバーコード等を活用したシステムについては、医薬品・医療機器のトレーサビリティの確保、医療事故の防止、並びに医療事務の効率化等への活用が期待されている。

今後の取組

- 医薬品・医療機器等対策部会等における検討状況を踏まえ、医薬品・医療機器等に関する医療事故防止対策を引き続き実施する予定である。
- 相互接続防止コネクタを円滑に導入するため、関係業界及び関係部局等と連携し、導入範囲や時期等の検討や必要な情報提供を行う。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 相互接続防止コネクタの切替えにおいては、製造販売業者に対する事業手手続きに関する適切な指導、並びに医療機関に対する適切な在庫管理や医療安全の確保について周知の徹底をお願いする。

特に、経腸栄養分野では、対象製品を留置した患者が医療機関以外の介護施設、在宅など幅広く移動することが想定されるため、医療安全確保の観点から、十分な周知・啓発を行うようお願いする。また、令和4年5月及び6月に発出した経腸栄養分野製品の規格の切替え方針や旧規格製品に求められる追加の安全対策措置に係る通知について関係者への周知をお願いする。

担当者名 佐々木専門官（内線2756）

4. 令和元年薬機法改正（安全対策関連事項）

（1）添付文書情報の電子的な方法による提供【2年目施行】

現状等

- 医薬品医療機器等法第52条等に基づき、使用及び取扱い上の必要な注意等は、医薬品等に添付する文書又はその容器若しくは被包に記載することとされている。
- 医療用医薬品等の添付文書については、添付文書等記載事項の届出が必要とされ、PMDAのホームページを通じて公表されている。
- 医薬品医療機器制度部会において、添付文書は頻繁に改訂され、在庫品に同梱された添付文書は必ずしも迅速な情報提供に役立っていないことや、紙資源の浪費につながっていること、一方で、添付文書の電子化においては、電子化が進んでいない医療機関等におけるアクセス確保が課題となること等が議論され、平成30年12月に以下の内容がとりまとめられた。
 - ・添付文書の同梱を廃止し、電子的な方法による提供を基本とする
 - ・電子的な情報提供に加えて、初回納品時に紙媒体による提供を行う
 - ・最新の添付文書情報へのアクセスを可能とする符号（バーコード）を製品の外箱に表示し、情報が改訂された場合には紙媒体などにより医療機関等に確実に届ける仕組みを構築する
 - ・一般用医薬品等の消費者が直接購入する製品は、現行のまま紙媒体を同梱する
- 令和元年の臨時国会で成立した改正法では、上述の内容が盛り込まれている。また、添付文書の電子化の詳細については昨年パブリックコメントを実施のうえ、令和3年1月29日に改正省令を公布し、同年8月1日に施行された。
- 改正省令の公布に伴い、具体的な運用、QAについて通知しており、当該通知において、製品に外箱に表示する符号（バーコード）はGS1標準のバーコードと定めたところ。
- なお、最新の添付文書情報へのアクセスを可能とする情報の製品の外箱への表示については、施行後2年間の経過措置期間が設けられている。

（2）トレーサビリティの向上【3年目施行】

現状等

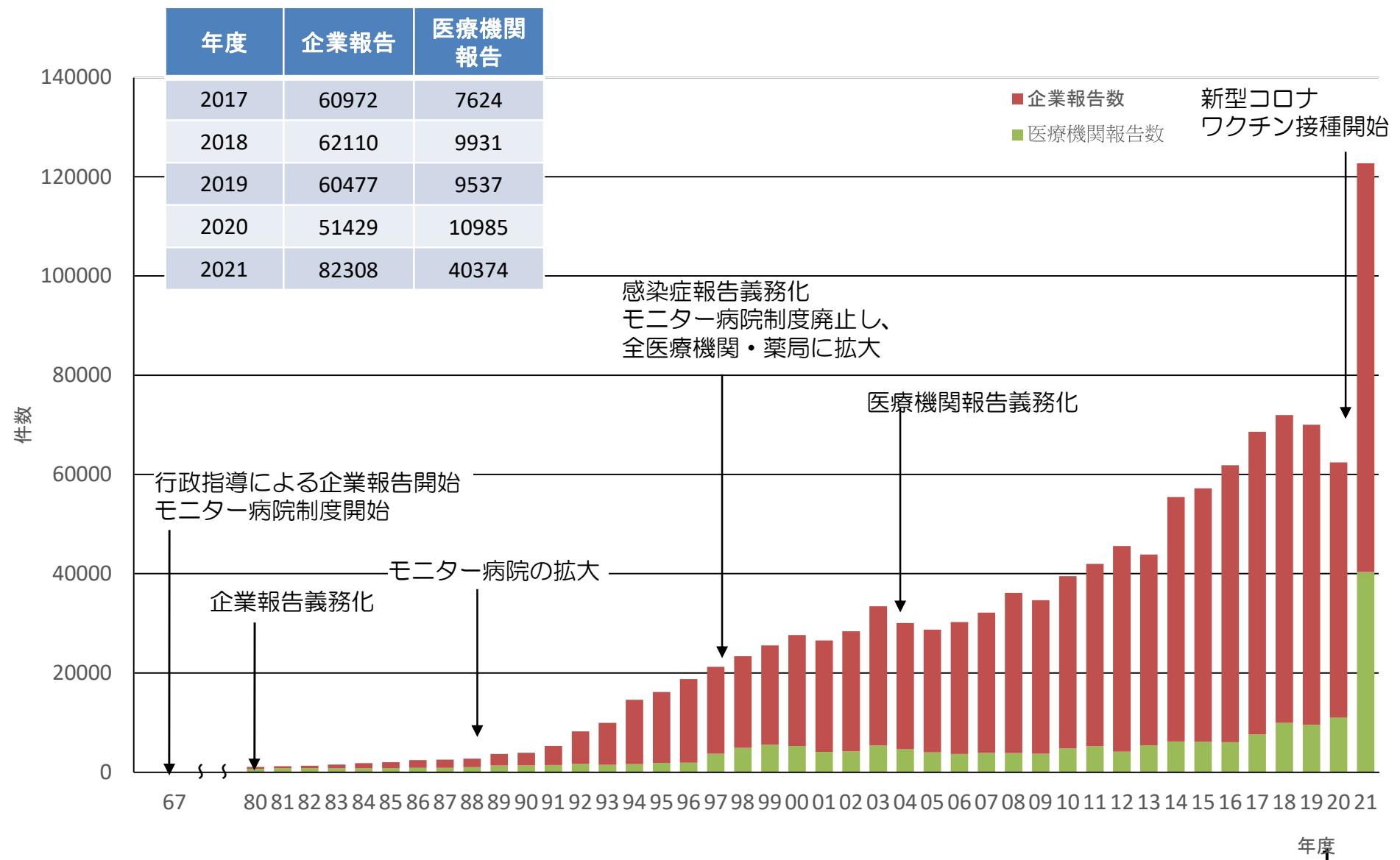
- 医薬品、医療機器等にバーコードを表示することで、トレーサビリティシステムの構築が可能となり、流通の現場において在庫・出荷管理に活用されているほか、医療機関において、取り違え防止や医療機器の回収ロット特定などに効果を発揮することが期待されている。
- これまで通知により、段階的に包装単位の区分に応じたバーコード表示を求め、GS-1規格によるバーコード表示を進めてきた。
- 改正医薬品医療機器等法においては、「医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号のこれらの容器への表示その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならない」とされ、バーコード表示が義務化された。
- バーコード表示に関しては、本年9月13日に改正省令が公布され、同日付で具体的な運用について通知するとともに、質疑応答集を発出した。本省令は12月1日より施行されている。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- トレーサビリティ向上のためのバーコードの表示義務について、貴管下製造販売業者に対し、引き続き周知徹底を図るとともに、確実な運用に向けて指導をお願いしたい。

担当者氏名 齋藤専門官（内線2751）

医薬品副作用・感染症報告件数の推移



「PMDAメディナビ」への登録推進

- PMDAでは、ホームページで安全性情報等を提供するとともに、掲載情報をメール配信サービス「PMDAメディナビ」により、登録者に対し、迅速にメール配信している。
- 医療関係者への安全性情報等の迅速な提供のため、一層の登録推進が必要。

■配信される情報

緊急安全性情報・安全性速報
医薬品・医療機器等安全性情報
使用上の注意の改訂通知
適正使用注意情報
医療機器自主点検通知
回収情報（クラスⅠ・Ⅱ）
承認情報
RMP（リスク管理計画）の掲載情報
PMDA医療安全情報
DSU（医薬品安全対策情報）
OTC版DSU（OTC医薬品 使用上の注意改訂情報）
評価中のリスク等情報
医薬品・医療機器等関連通知 等



- 引き続き、管下医療機関等、特に医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者に対し、PMDAメディナビの登録の周知をお願いします。
- 医師、歯科医師及び薬剤師の免許証交付時に、PMDAメディナビの周知のためのパンフレットを配布していただくよう、御協力をお願いします。
(メディナビHP) <https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/medi-navi/0007.html>

妊娠と薬情報センター

妊婦さんへ

お薬の心配事はご相談下さい！

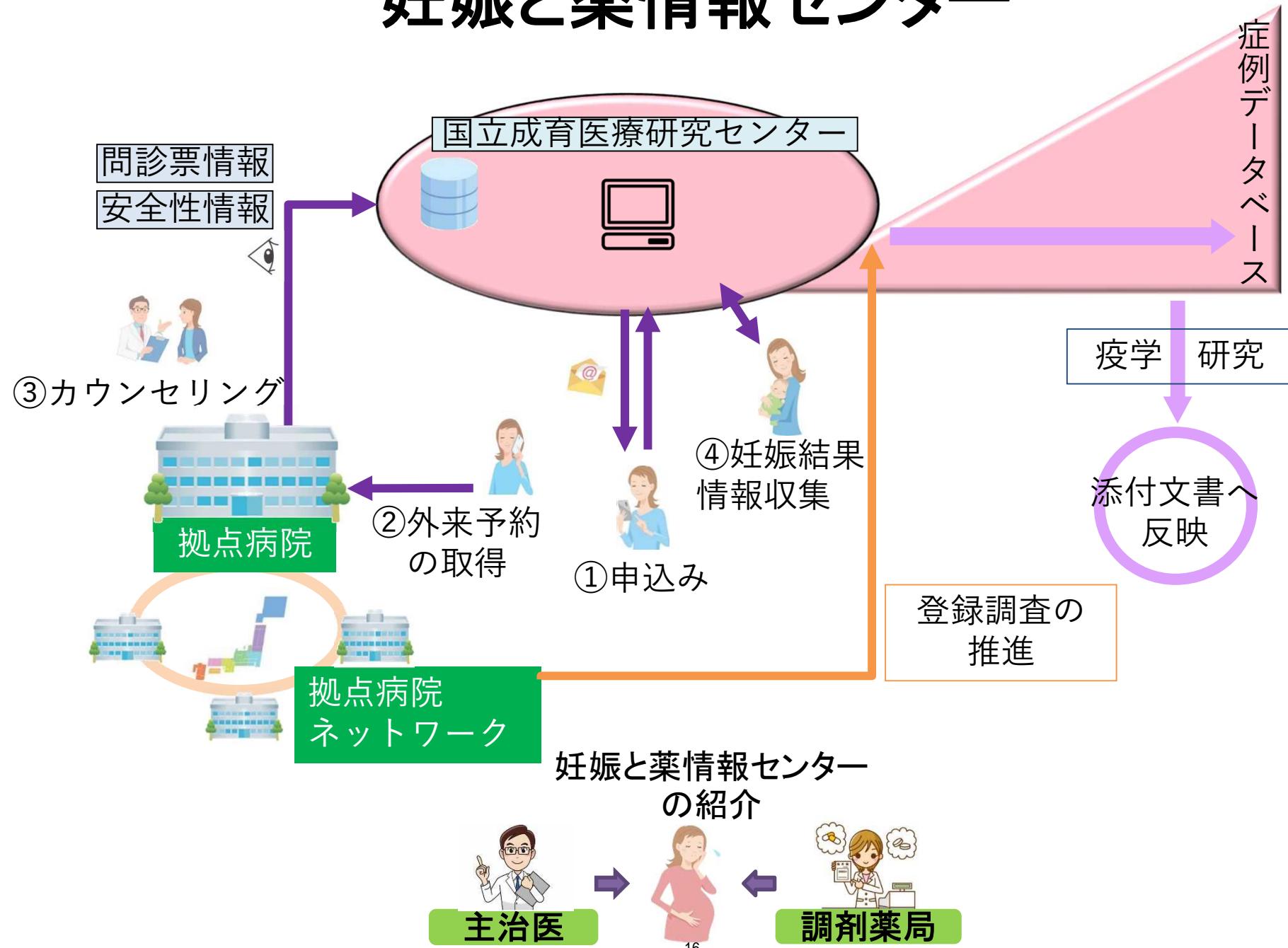
妊娠と薬情報センター



- ◆ 平成17年10月より、国立成育医療研究センター内に「妊娠と薬情報センター」を設置し、妊婦又は妊娠を希望している女性に対して、医薬品に関する様々な相談業務を実施。
- ◆ 相談者を対象として妊娠結果の調査を行い、新たなエビデンスを確立する調査業務も併せて実施。

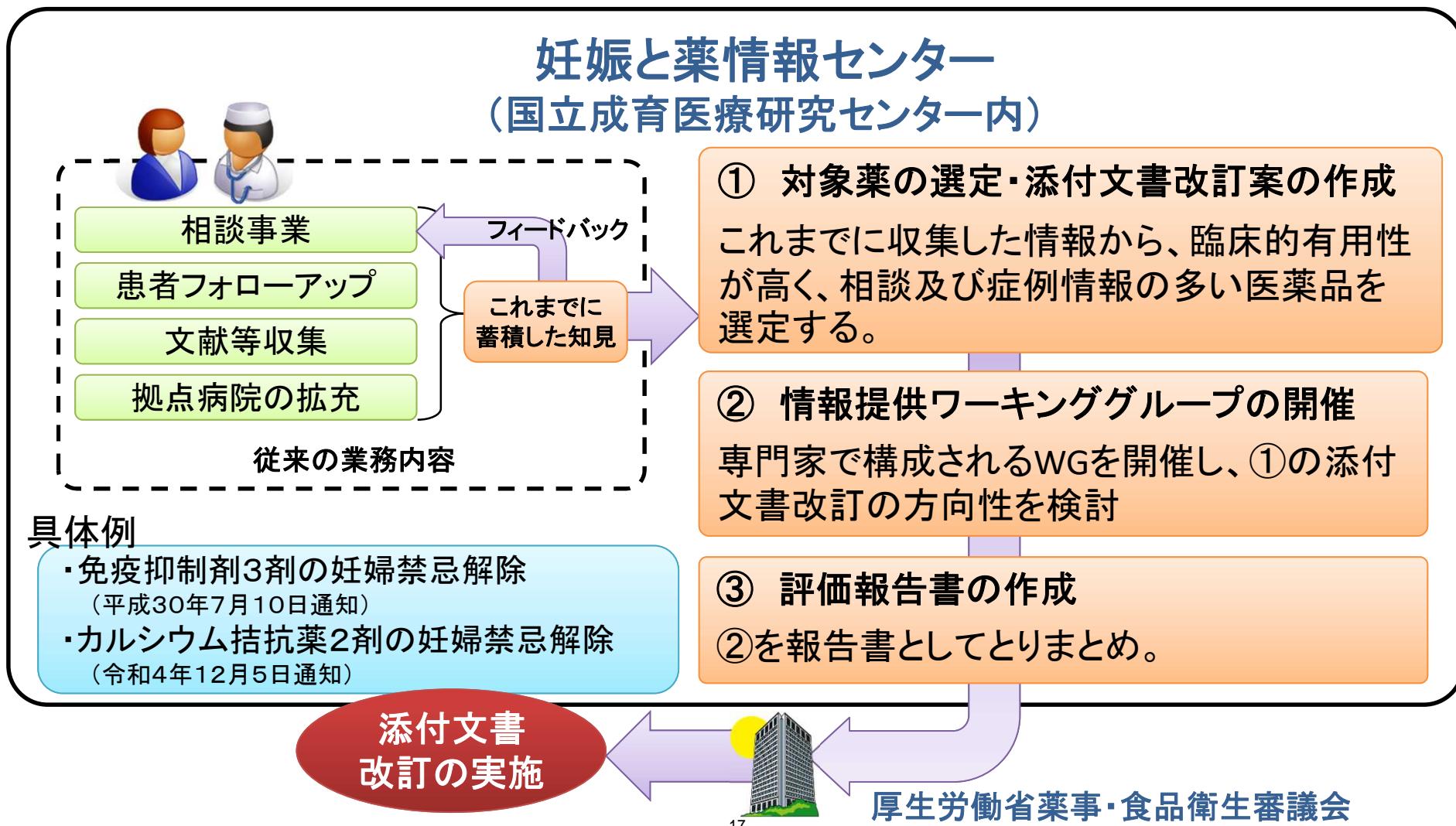


妊娠と薬情報センター



妊婦・授乳婦を対象とした薬の適正使用推進事業

妊娠と薬情報センターに、添付文書の改訂案を検討するためのワーキンググループを設置し、これまでの集積情報の整理・評価を行い、妊産婦・授乳婦への投与に関する情報の添付文書への反映に向けた事業をH28年度から開始。

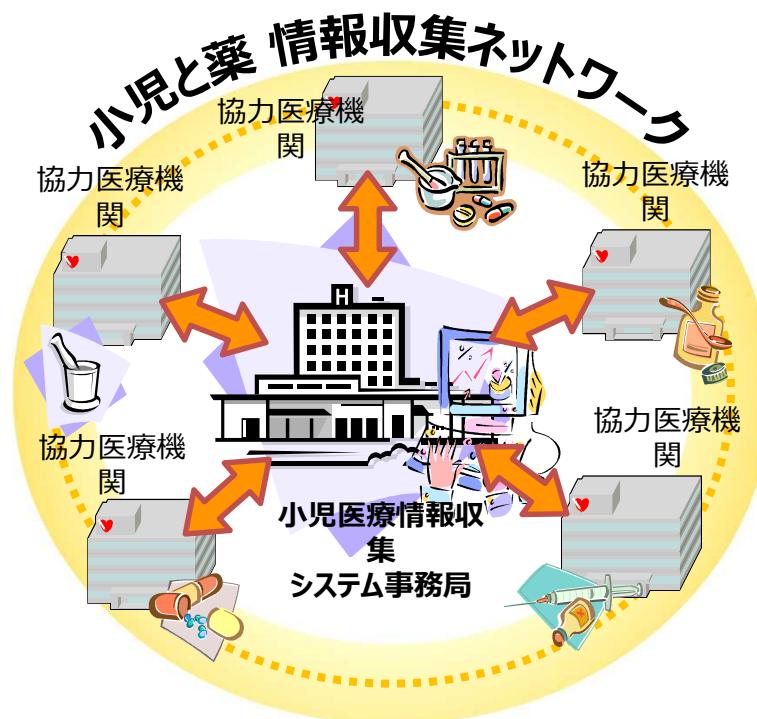


小児と薬情報収集ネットワーク整備事業

小児用医薬品をとりまく現状 :

- 治験の困難さから承認までにほとんど情報がない
- 成人に比して使用母数が少ない
- 承認後の医療関係者等による自発的な副作用症例報告だけでは必要な情報を迅速に収集することが難しい

小児に対して使用される医療用医薬品のうち、添付文書に小児の効能・効果、用法・用量が明確に記載されていない、いわゆる「適応外使用」が60～70%を占めるといわれている。



小児と薬情報収集ネットワークを活用して、

- 小児への投与方法・投与量
- 小児での副作用等の発現状況 等の情報を収集し、解析・評価するため、小児医療情報収集システムを構築

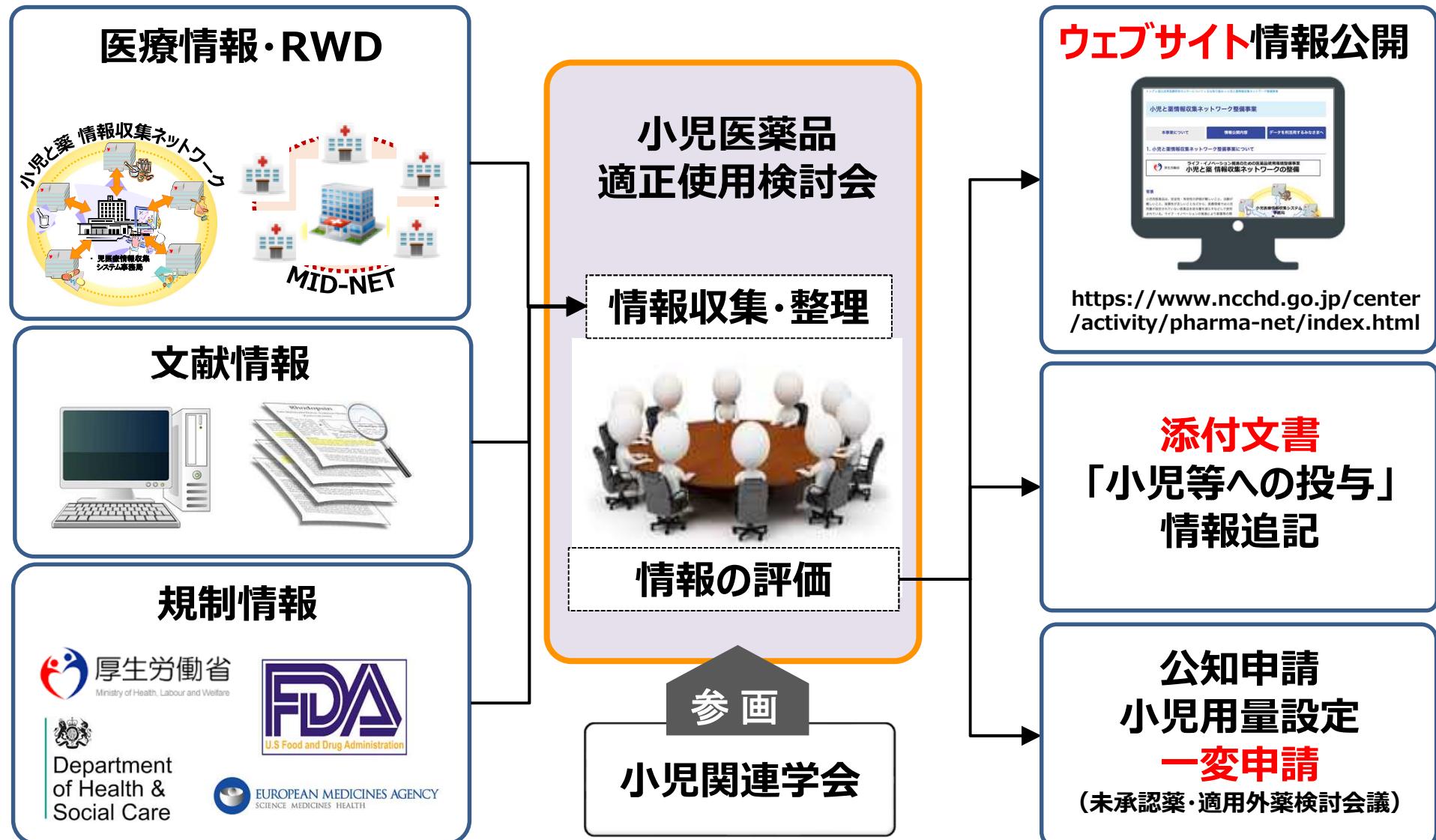
<小児医療情報収集システム>（令和3年度末時点）

71.3万人分のデータ
(小児医療施設等:11施設、クリニック等:31施設)

- 小児医薬品の安全対策の更なる向上
(添付文書への安全性情報の追加等)
- 小児医薬品の開発にも貢献

「子どもたちへより安心・安全な医療の提供」

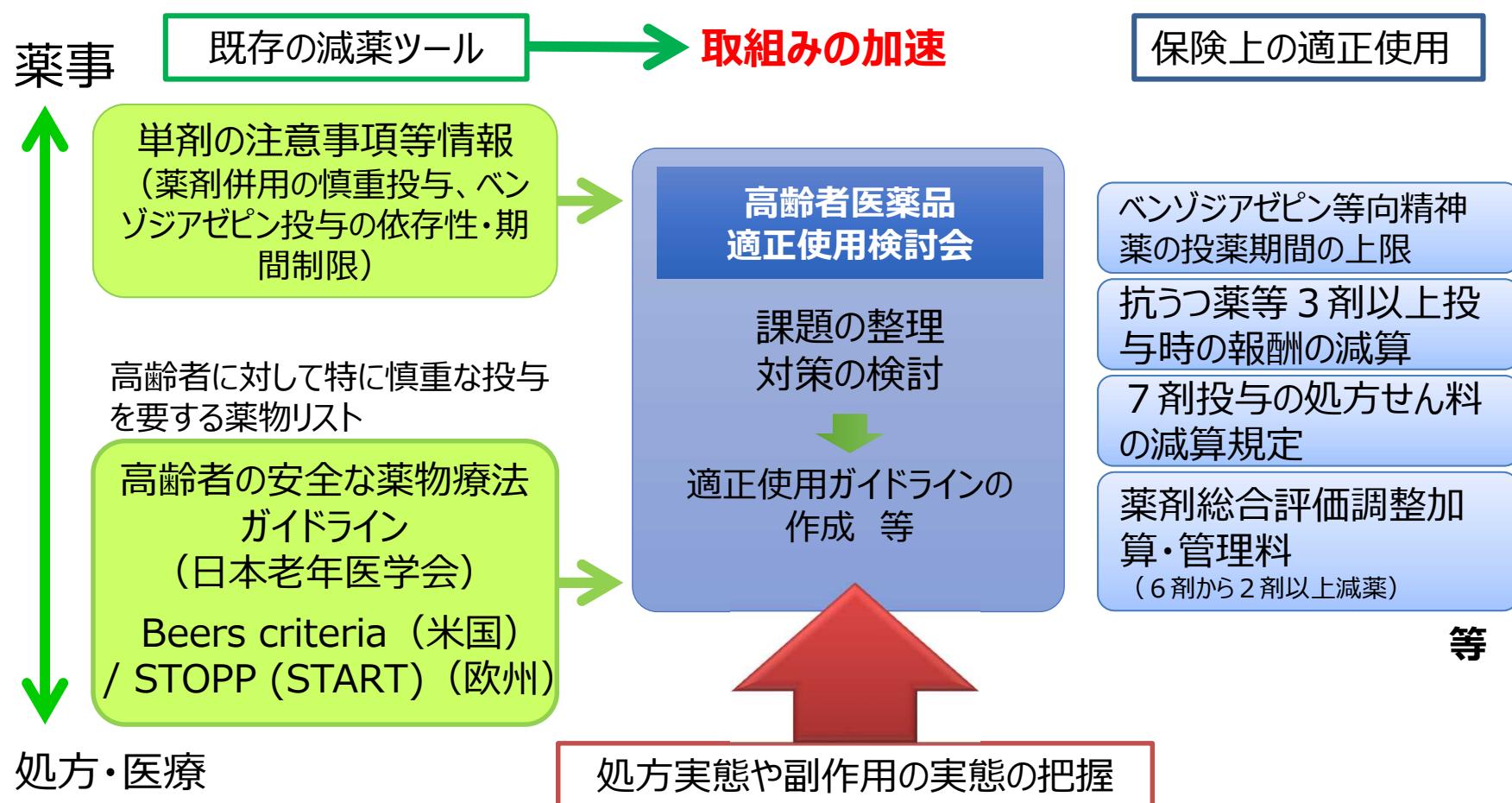
小児を対象とした医薬品の使用環境改善事業



高齢者医薬品適正使用検討会

平成29年4月設置

向精神薬を含む高齢者の多剤処方について、安全性情報を提供し、関係者の適正使用を加速できないか。



高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）

- ・ 高齢者の薬物療法の適正化（薬物有害事象の回避、服薬アドヒアラנסの改善、過少医療の回避）を目指す。
- ・ 高齢者の特徴に配慮したより良い薬物療法を実践するための基本的留意事項をまとめたガイドンス。
- ・ 診療や処方の際の参考情報を提供することを意図して高齢者医薬品適正使用検討会で作成。
- ・ 65歳以上の患者を対象としながら、特に平均的な服用薬剤の種類が増加する75歳以上の高齢者に重点。

高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）

はじめに

1. ポリファーマシーの概念
2. 多剤服用の現状
3. 薬剤見直しの基本的な考え方及びフローチャート
4. 多剤服用時に注意する有害事象と診断、処方見直しのきっかけ
5. 多剤服用の対策としての高齢者への薬物投与の留意事項
6. 服薬支援
7. 多職種・医療機関及び地域での協働
8. 国民的理解の醸成

別添 高齢者で汎用される薬剤の基本的な留意点等

※ 平成30年5月29日通知発出「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）について」

図1 服用薬剤数と薬物有害事象の頻度

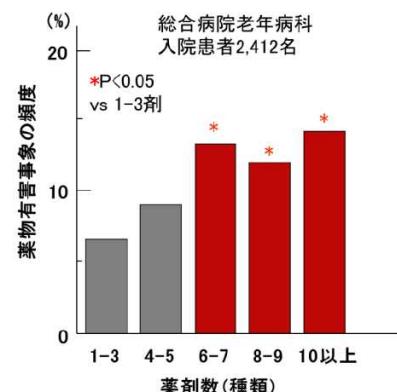


図2 同一の保険薬局で調剤された薬剤種類数(／月)
(平成28年社会医療診療行為別統計)



高齢者医薬品適正使用の指針（各論編（療養環境別））

患者の病態、生活、環境の移行に伴い留意すべき点が変化することを念頭に、患者の療養環境の特徴を踏まえて作成



各療養環境において共通する留意点

- ACPが実践されている場合における薬物療法の適正化
- 非薬物的対応の重要性
- 多職種の役割・連携

指針総論編
(主に急性期の入院医療)

第1部 外来・在宅医療・特別養護老人ホーム等の常勤の医師が配置されていない施設

- 処方確認・見直しの考え方
- 入院からの移行時における留意点
- 処方検討時の留意点

別添

- 薬剤の留意点の追加
認知症、骨粗鬆症、COPD、がん・緩和医療
- 処方見直しの事例集
- 多職種の役割（入院入所から退院退所まで）

第2部 急性期後の慢性期・回復期の入院医療

※地域包括ケア病棟を含む

- 入院時の処方確認・見直しの考え方
- 入院中から退院までの留意点
- 処方検討時の留意点

第3部 その他の療養環境（常勤の医師が配置されている介護施設等）

- 入所時の処方確認・見直しの考え方
- 入所中から退所までの留意点
- 処方検討時の留意点



高齢者医薬品安全使用推進事業・高齢者医薬品適正使用検討会の 今後の取組みの方向性について

高齢者においては、複数の併存疾患を治療するための医薬品を多数服用することによって、多剤服用による害を生じる「ポリファーマシー」に陥りやすい状況にある。

そこで、「高齢者医薬品適正使用検討会」を開催し、多剤併用時の適正使用情報（重篤副作用の発見・対処、薬剤選択情報（推奨薬と安全性））を中心に、有害事象回避のための処方見直し等の具体的な方法について定めた指針の策定、アップデートを行うとともに適正使用情報を効果的に周知する方法等について検討を行っている。

これまでの事業内容

- 平成30年度 指針策定
- 令和元年度 療養環境別の指針を策定
- 令和2年度 「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」（業務手順書）の策定
- 令和3年度 指針・業務手順書を特定の病院で実際に運用し、有効性の検証・課題の抽出
- 令和4年度 令和3年度の延長で地域（病院、薬局、介護施設等）で実際に運用し、有効性の検証・課題の抽出

令和5年度（案）※

- ポリファーマシー対策状況のアンケート調査（好事例の抽出等）
- 令和3、4年度事業の成果を踏まえた指針及び業務手順書の見直しを実施
 - 外部有識者により構成されるWGを運営し、改訂案の作成
 - 高齢者医薬品適正使用検討会において、改訂案の実効性について検討
 - 改訂した指針及び業務手順書の周知

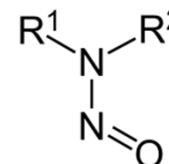
※R5年度予算成立を受けて、変更が必要となる可能性がある。

ニトロソアミン類の混入リスクへの対応について

- 近年、国内外において、サルタン系医薬品、ラニチジン、ニザチジン及びメトホルミン等から、発がん性を有する可能性のある物質であるニトロソアミン類※が検出され、一部の製品が自主回収されている。
- 医薬品へのニトロソアミン類混入の原因としては、合成過程における生成、共用設備からの交叉汚染、回収溶媒や試薬中への混入、一部の包装資材の使用、保存時の生成等が考えられている。
- ニトロソアミン類が検出された医薬品以外の医薬品でもニトロソアミン類が混入している可能性は否定できず、また、その混入リスクを可能な限り低減することは重要であることから、令和3年10月、医薬品におけるニトロソアミン類の混入リスクに関する自主点検の取扱いに関する通知を発出。
(「医薬品におけるニトロソアミン類の混入リスクに関する自主点検について」)

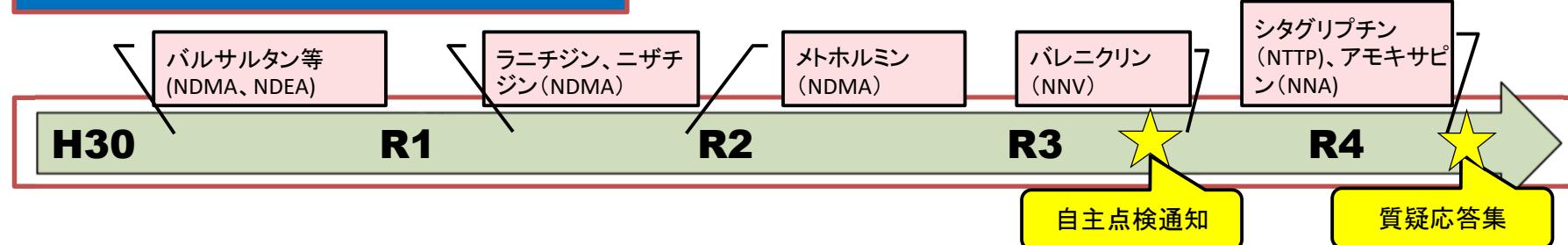
※自主点検の取扱いを定めるにあたり、欧州EMA及び米国FDAのガイドライン等を参照した。

- 令和4年12月、自主点検を円滑に行うための質疑応答集を事務連絡として発出。
(「「医薬品におけるニトロソアミン類の混入リスクに関する自主点検について」に関する質疑応答集(Q&A)について」)



※ニトロ基がアミンに結合した化学構造を有する一群の化合物を指す。(左図参照)
主にアミンと亜硝酸のニトロ化反応により生成する。

ニトロソアミン類が検出された主な医薬品と検出物質



※NDMA:N-ニトロジメチルアミン、NDEA:N-ニトロジエチルアミン、NNV:N-ニトロソバレニクリン、NTTP:7-ニトロソ-3-(トリフルオロメチル)-5,6,7-&テトラヒドロ[1,2,4]トリアゾロ[4,3-a]ピラジン、NNA:N-ニトロソアモキサビン

ニトロソアミン類の混入リスクに関する自主点検について

「医薬品におけるニトロソアミン類の混入リスクに関する自主点検について」（令和3年10月8日付け薬生薬審発1008第1号・薬生安発1008第1号・薬生監麻発1008第1号）の別添「医薬品におけるニトロソアミン類の混入リスクに関する自主点検」

対象医薬品

- 対象となる医薬品は、次の（1）及び（2）のとおりとする。但し、ICH S9ガイドライン（抗悪性腫瘍薬の非臨床評価に関するガイドライン）の適用範囲において定義されている進行がんのみを適応症とする医薬品及び人の身体に直接使用されない医薬品は対象外とする。
 - 化学合成された医療用医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品
 - 生物製剤等のうち、以下のニトロソアミン類混入リスクの高いもの
 - ※化学的に合成したフラグメントを含む生物製剤等であって、化学的に合成した有効成分と同等のリスク因子が存在するもの
 - ※ニトロソ化試薬を意図的に添加する工程を用いて製造されるもの
 - ※特定の一次包装資材（ニトロセルロースを含有するブリスター・パック等）を用いて包装したもの

確認事項

- 自社が製造販売する品目について、ニトロソアミン類の既知の混入原因を参考に、ニトロソアミン類の混入リスクを令和5年4月30日までに評価すること。
- 上記（1）の結果、ニトロソアミン類の混入リスクのある品目について、当該医薬品に含まれるニトロソアミン類の量を適切なロット数にて測定すること。なお、限度値を超えるニトロソアミン類の混入が確認された品目については、速やかに監視指導・麻薬対策課に報告すること。
- 上記（2）の結果、限度値を超えるニトロソアミン類の混入が確認された品目については、規格値の設定、ニトロソアミン類の量を低減するための製造方法の変更等のリスク低減措置を講じること。上記（2）のニトロソアミン類の量の測定及び本項に示す措置は、令和6年10月31日までに行うこと。なお、措置に伴い一部変更承認申請又は軽微変更届出が必要な場合は当該申請又は届出を令和6年10月31日までに行うこと。

濫用等のおそれのある医薬品の改正

濫用等のおそれのある医薬品について、これらの成分を含む総合感冒薬等においても、不適正な使用を目的とした複数購入や用法・用量を超える多量服用等の実態が報告されていることから、このような濫用等を未然に防ぐことを目的に、成分の見直しを行った。

(令和4年度第3回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会(令和4年12月1日開催)における審議等を踏まえ、令和5年厚生労働省告示第5号により改正)

【濫用等のおそれのある医薬品の指定について】

- (1) 濫用等のおそれのある医薬品は、その範囲を下表のとおり改正し、同表の改正後の欄に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類（以下「指定成分」という。）を有効成分として含有する製剤（以下「指定医薬品」という。）とする。
- (2) 指定医薬品は、指定成分を有効成分として配合する製剤であり、生薬を主たる有効成分とする製剤は含まれない。
- (3) ジヒドロコデインセキサノール及びリン酸ヒドロコデインセキサノールは、ジヒドロコデインを含む混合物であるため、これらを有効成分として配合する製剤は、指定医薬品となる。

改正後	改正前
1. エフェドリン	1. エフェドリン
2. コデイン	2. コデイン（鎮咳去痰薬に限る。）
3. ジヒドロコデイン	3. ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る。）
4. ブロモバレリル尿素	4. ブロムフレリル尿素
5. プソイドエフェドリン	5. プソイドエフェドリン
6. メチルエフェドリン	6. メチルエフェドリン（鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る。）

「医療機器の総括製造販売責任者の資格要件の見直しに資する研究」

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）

研究代表者：千葉大学大学院薬学研究院 小林 江梨子 准教授

＜背景＞

- 医療機器の総括製造販売責任者の基準として、一定の学歴や医療機器等の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務の従事経験等を求めていた（薬機法施行規則第114条の49）。
- 規制改革推進会議が令和3年12月22日に決定した「当面の規制改革の実施事項」において、「現行の医療機器等総括製造販売責任者（以下「医療機器総責」という。）の資格要件について、諸外国の状況も含めた実態の把握を行い、プログラム医療機器（以下「SaMD」という。）の適切な製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行うための課題を明らかにした上で、資格要件として定められている学歴に該当しない場合の対応として、オンラインでの研修等を含めて検討する。【令和3年度検討開始、令和4年度結論】」とされた。
これを受けて、令和4年度厚生労働科学特別研究事業（以下「研究班」という。）において、SaMDに限らず、医療機器総責の適切な資格要件を検討するための基礎的な知見を得ることを目的とした検討を行っている。

＜研究方法＞

医療機器製造販売業者への
アンケート調査

・（一社）日本医療機器産業連合会、（一社）米国医療機器・IVD工業会、欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会加盟企業に対して、医療機器総責等の資格要件見直しに係るアンケート調査を実施

海外の医療機器総責
(にあたる者) の要件調査

・海外の規制当局のウェブサイト等において公開されている情報を収集・整理

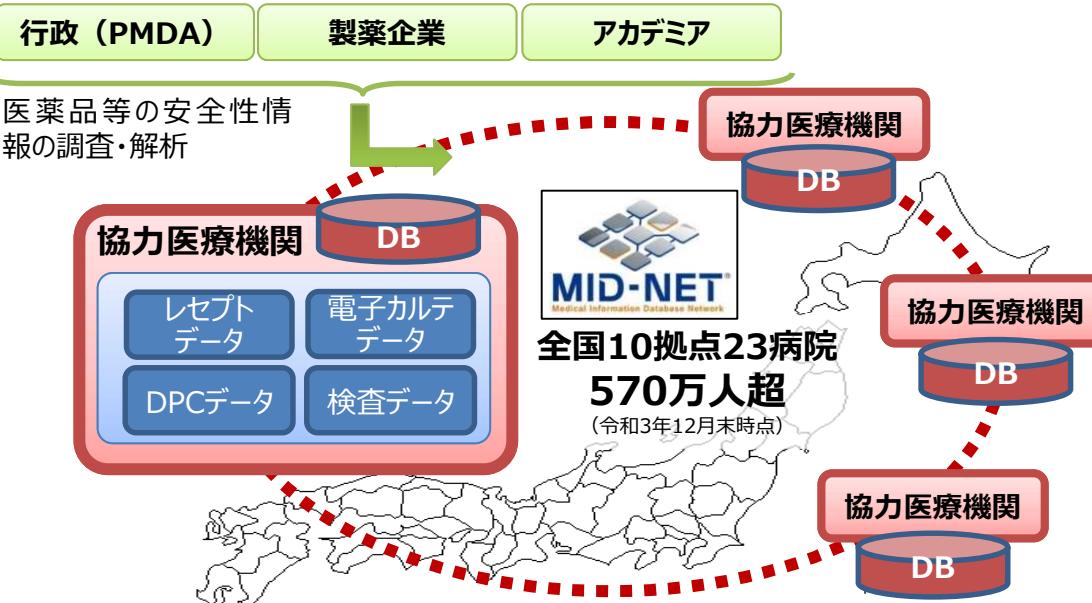
＜今後の予定＞

- 医療機器総責の資格要件について、令和5年3月の薬事・食品衛生審議会（医療機器・再生医療等製品安全対策部会）において、研究班の提言を基に審議する予定。
- また、審議結果を踏まえて、通知等を発出予定。

MID-NETの概要

- ◆ MID-NETは、ビッグデータの活用による医薬品等の安全対策の高度化の推進を目的として、電子カルテ等の医療情報を大規模に収集・解析を行う医療情報データベースとしてPMDAに構築し、安全対策業務の一環としてPMDAが管理運営している。
- ◆ 平成30年度よりMID-NETの本格運用が開始されたことにより、行政・製薬企業・アカデミアによる利活用が行われ、安全対策措置を検討する上で利活用結果が活用されている。

○ MID-NETによる医薬品等の安全対策



- 副作用の発現頻度を把握し、他剤との比較が可能
- 副作用情報・投与実態等の能動的な収集が可能

⇒ 医薬品等の安全対策の高度化が期待

○ MID-NETの特徴

大規模・迅速な解析

570万人超のビッグデータを一斉に解析可能

多様なデータソース

電子カルテデータ（オーダリング、検査結果等）に加え、レセプト及びDPCデータ等の電子診療情報も格納

高いリアルタイム性

定期的なデータ自動更新を行い、リアルタイムな情報の利活用が可能

データの信頼性

継続的かつ網羅的な品質管理によりデータ信頼性を確保

MID-NET®改善策三本柱の取り組み状況

(1) 将来像の明確化

- 患者規模の拡大
連携方法A：MID-NETの協力医療機関の拡充（MID-NETとして品質管理・標準化を実施）
連携方法B：連携先のDB事業者へMID-NETにおける品質管理・標準化のノウハウを展開
連携方法C：連携先のDB事業者による品質管理・標準化の実施

→ MID-NETの徳洲会グループ10病院の追加：2024年度よりデータの利活用開始予定
NCDA（国立病院機構のDB）との連携：2023年度より一部データが利活用開始予定

(2) 利便性の向上

- <2021年4月にルール改定を実施>
- 利活用者のニーズに応じた利活用ルールの見直し（利活用前の情報提供の充実、手続きの効率化、リモートアクセスによる解析への対応等）
 - 利活用目的の拡大（公益性の高い調査・研究の範囲の拡大、製造販売後調査の対象の拡大）

→ 2022年度より企業オフィスからのリモートアクセスによる解析環境を整備

(3) 行政利活用の活性化

- <早期安全性シグナルモニタリングの実施に向けて>
- 安全対策措置のより早期段階における安全性情報の蓄積に貢献する調査を実施するための調査計画を検討
 - 得られる結果については探索的な情報であることから、臨床現場において混乱を生じることが懸念されるため、MID-NETの結果の公表に関して取扱いの特例を設ける（改定内容に関するパブリックコメントを10月1日より実施）

→ 2021年度中に早期安全性シグナルモニタリングを開始

データ規模拡大（MID-NETとNCDAのデータ連携）

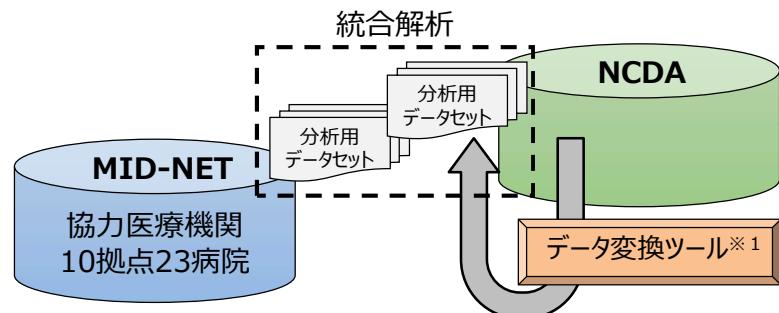
- ◆ MID-NETとNCDAの管理運営は、PMDAとNHOがそれぞれの責任により実施
- ◆ データ品質が比較的確保し易いレセプト・DPCデータに関する利活用を2023年度から先行して開始予定
- ◆ レセプト・DPCデータに関する連携用データ変換ツール^{※1}の改修作業等を実施中
- ◆ 具体的な連携の枠組み（GPSP対応、利用料、運用ルール等）は今後検討予定

- ◆ データ規模等の観点から、厚生労働省がMID-NETの連携する既存の医療情報データベースとして、国立病院機構が運営する**NCDA**（70施設、約300万人^{※2}）を選定

※2 2022年3月現在

- ◆ データベース間の物理的連携ではなく、「MID-NETと異なる医療情報データベースから抽出されたデータ」とMID-NETのデータを統合解析するために必要な環境の構築を目指すもの

- ◆ 「分析用データセットフォーマット」を介したデータ連携により統合解析を実施



- ✓ NHOにより、「データ変換ツール^{※1}」を開発
- ✓ 具体的には、①NCDAから出力した抽出データを、「連携用データ変換ツール」により、MID-NETで読み込み可能な分析用データセットのファイル様式に変更し、また②患者IDと日付に対する匿名化を行う。これにより、③MID-NETで統合解析可能な分析用データセットファイルを作成する。

相互接続防止コネクタに係る国際規格の導入

○ 誤接続防止のための国際規格の導入に向けた対応

- ・ 近年、小口径の接続部を有するラインのうち、異なるアプリケーション・分野間でコネクタ同士の相互接続ができないよう、国際規格（ISO 80369シリーズ）の制定が進められてきた。
- ・ 我が国においても、①誤接続防止による医療安全の向上、②国際整合による製品の安定供給の確保の観点から、国際規格の導入を検討してきた。

○ これまでに厚生労働省から発出した通知

	発出年月	通知名
分野共通	平成29年10月	相互接続防止コネクタに係る国際規格（ISO(IEC) 80369 シリーズ）の導入について
神経麻酔	平成29年12月	神経麻酔分野の小口径コネクタ製品の切替えについて
経腸栄養	平成30年3月	経腸栄養分野の小口径コネクタ製品の切替えについて
	令和3年2月	経腸栄養分野の小口径コネクタ製品に係る旧規格製品の出荷期間の延長について
	令和4年5月	経腸栄養分野の小口径コネクタ製品の切替えに係る方針の一部見直しについて
	令和4年6月	旧規格に適合した経腸栄養分野の小口径コネクタ製品を製造販売する場合の取扱いについて

経腸栄養分野について

○経腸栄養分野のコネクタの規格については、以下のとおり見直しが行われました。

- 医療・介護時の事故防止と安定供給の観点から国際規格への切替えを進めていくことが基本。
- ただし、国際規格製品の使用が困難なケースも認められることから、当該ケースにおいて当面の間、一定の条件を担保したうえで旧規格製品の使用を可能とする。

令和4年度第1回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医療機器・再生医療等製品安全対策部会安全対策調査会
資料：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25570.html



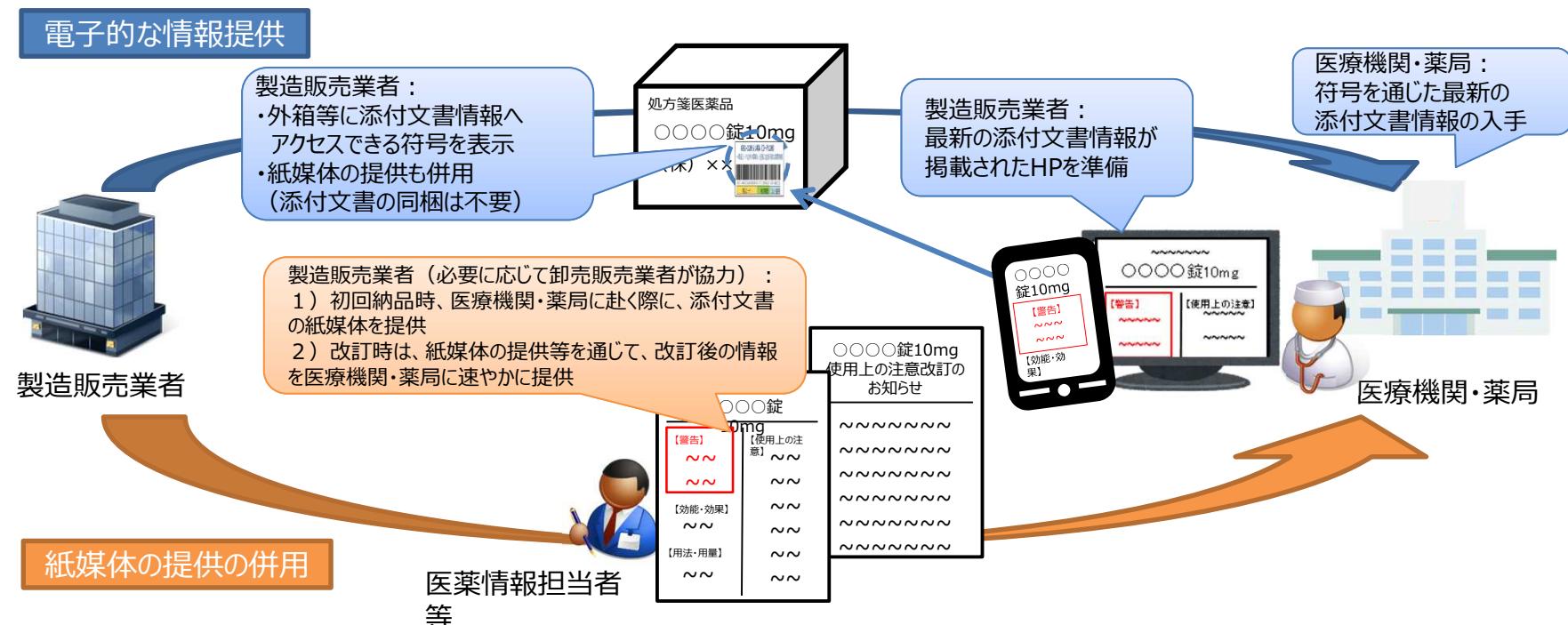
旧規格製品には電子添文に以下の事項等を記載することとし（※）、一方で平成30年3月の通知で定められた出荷期限は廃止され、当面の間設けられることになりました。

1. 本品は、ISO 80369-3に適合した製品（新規格製品）の使用が困難であると医師が判断した場合に、以下の（1）～（4）に全て対応したうえで使用すること。^{1～5} [他領域のコネクタとの誤接続等の不慮のリスクがある。]
 - （1）旧規格製品を使用することについて、その目的に見合った医学的理由があると医師が判断すること。
 - （2）本品における誤接続のリスクや例外的な使用をすることに伴う不利益（例：緊急入院先で新規格製品が導入されている場合）を被る可能性があることを（1）とともに医師が患者に説明した上で、その使用について患者の同意を得ること。
 - （3）本品を使用することについて、医療従事者等の本品の使用に携わる関係者で情報共有し、十分なモニタリング体制を敷くこと。
 - （4）（1）～（3）に関する記録を行うこと

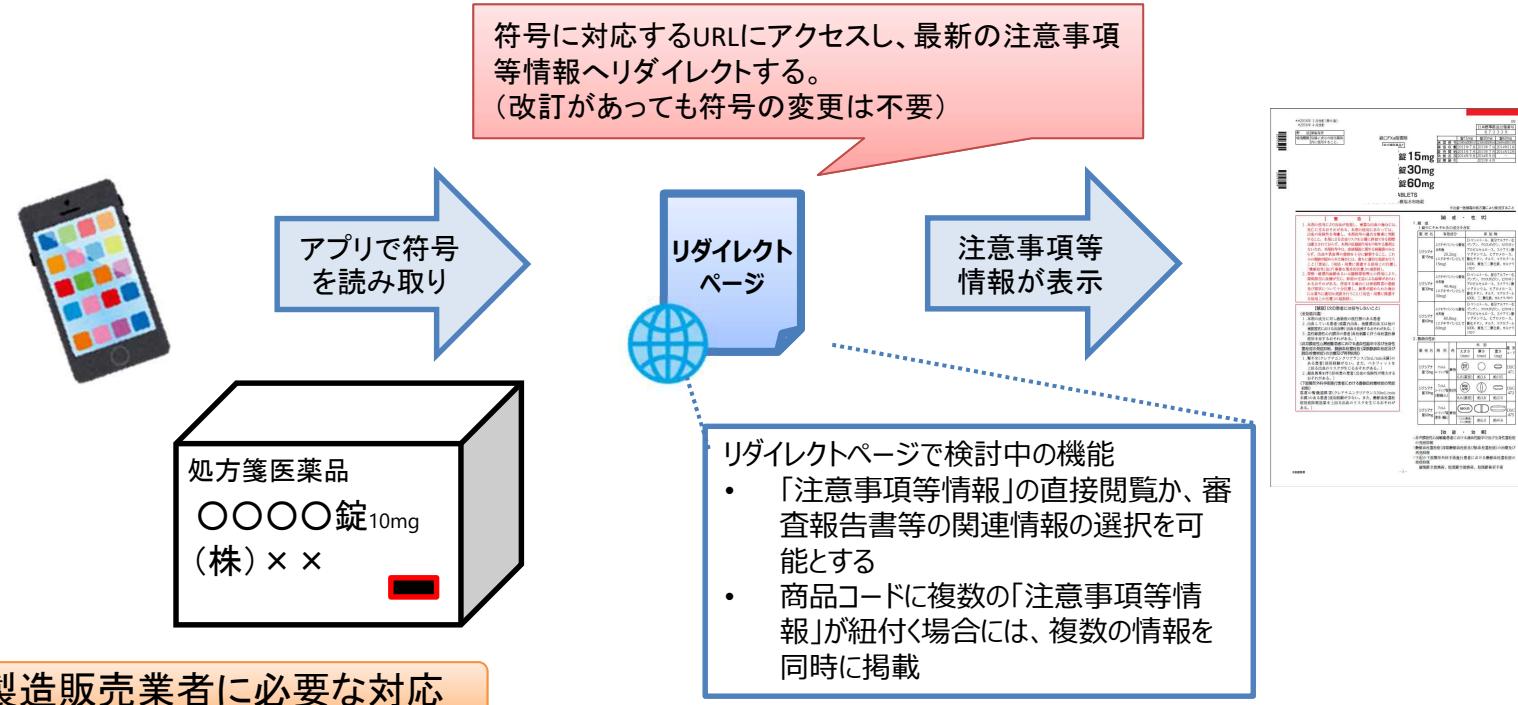
※「経腸栄養分野の小口径コネクタ製品の切替えに係る方針の一部見直しについて」（令和4年6月30日付け通知）

法改正後の制度（令和3年8月1日施行）

- 添付文書の製品への同梱を廃止し、電子的な方法による提供を基本とする。
- 電子的な提供方法に加えて、製造販売業者の責任において、必要に応じて卸売販売業者の協力の下、医薬品・医療機器等の初回納品時に紙媒体による提供を行うものとする。また、最新の添付文書情報へアクセスを可能とする情報を製品の外箱に表示し、情報が改訂された場合には紙媒体などにより医療機関・薬局等に確実に届ける仕組みを構築する。
- 一般用医薬品等の消費者が直接購入する製品は、使用時に添付文書情報の内容を直ちに確認できる状態を確保する必要があるため、現行のまま紙媒体を同梱する。



符号から注意事項等情報を入手するためのシステム



- 製造販売業者は、2021年7月31日までに、製品の容器・被包に、符号を記載する必要がある。
- ただし、経過措置により、2023年7月31日までに製造販売された製品は、添付文書の同梱でもよい。

医薬関係者に必要な対応

- アプリ「添文ナビ」をインターネットに接続可能な端末にダウンロードする必要がある。

GS1コードから添付文書へのアクセスイメージ1（医薬品）

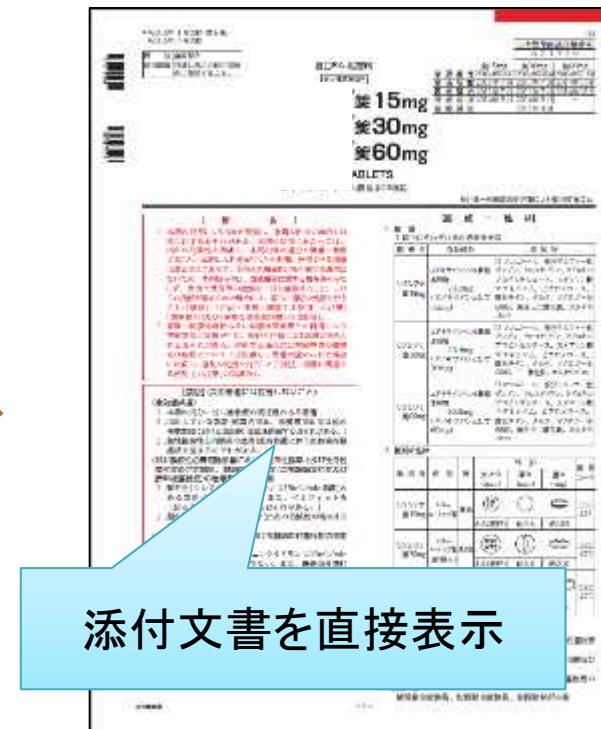
<GS1コード>



アプリ等からGS1コードの情報を読み取る。

<アプリ等に必要な機能>

- ・GS1コードの読み取り
- ・読み取ったGS1コードからリダイレクトページのURL生成



GS1コードから添付文書へのアクセスイメージ2（医薬品）

GS1コードに販社違い等
複数の添付文書が紐づいている場合

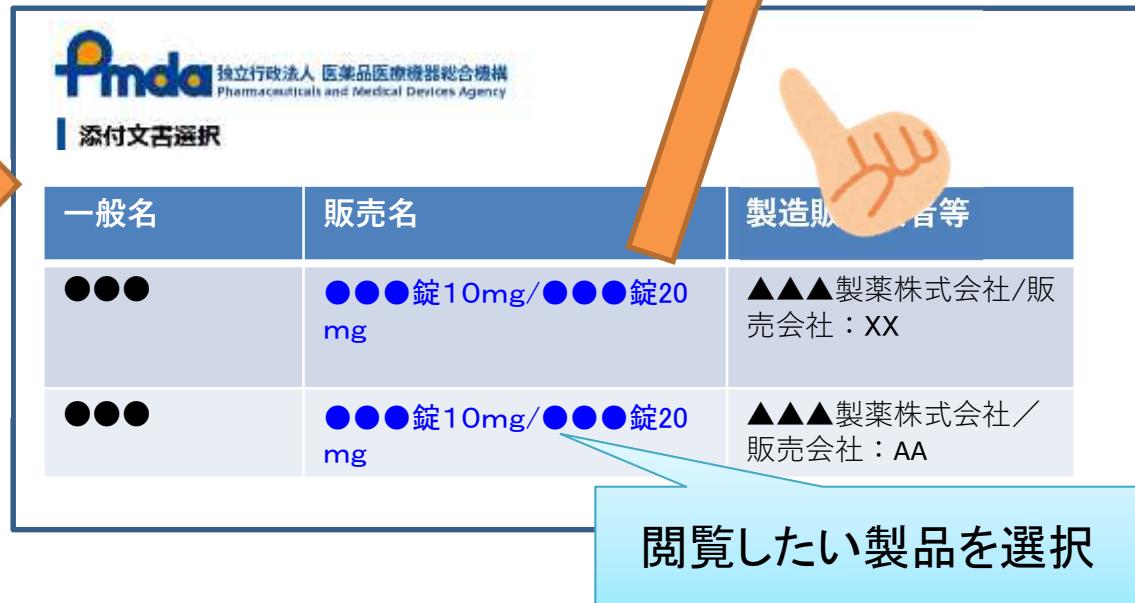
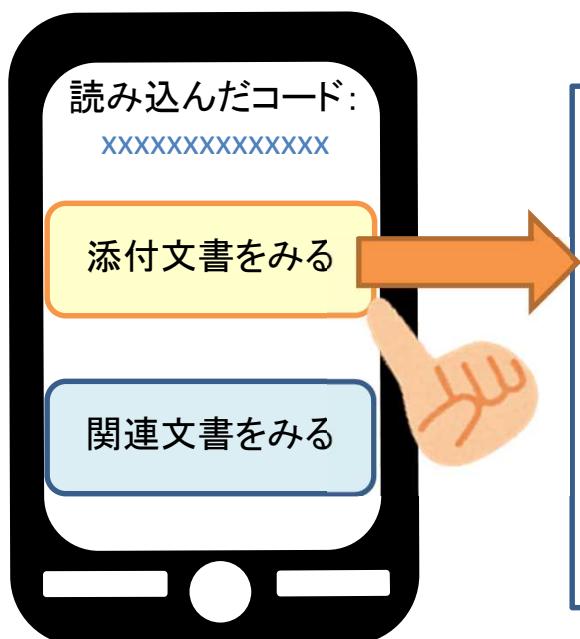
<GS1コード>



コードの読み取り



選択した製品の添付文書を表示



GS1コードから関連文書へのアクセスイメージ1（医薬品）

<GS1コード>



コードの読み取り



閲覧したい情報を
タップ

医療用医薬品の場合

一般名	● ● ●				
販売名	● ● ●錠10mg / ● ● ●錠20mg				
製造販売業者等	▲ ▲ ▲ 製薬株式会社				
添付文書	PDF HTML				
患者向医薬品ガイド/ワクチン接種を受ける人へのガイド	G_ ● ● ●錠10mg / ● ● ●錠20mg				
インタビューフォーム	F_ ● ● ●錠10mg / ● ● ●錠20mg				
医薬品リスク管理計画 (RMP)	○				
RMP資料	<table border="1"><tr><td>医療従事者向け</td><td>● ● の適正使用ガイド</td></tr><tr><td>患者向け</td><td>● ● を使用中の方へ ● ● カード</td></tr></table>	医療従事者向け	● ● の適正使用ガイド	患者向け	● ● を使用中の方へ ● ● カード
医療従事者向け	● ● の適正使用ガイド				
患者向け	● ● を使用中の方へ ● ● カード				
改訂指示反映履歴および根拠症例	20XX年X月X日薬生安発XXXX第X号 別紙X [根拠症例] 20XX年X月X日薬生安発XXXX第X号 別紙X [根拠症例]				
審査報告書/再審査報告書/最適使用推進ガイドライン等	審査報告書(20XX年X月X日)				

GS1コードから関連文書へのアクセスイメージ2（医薬品）

GS1コードに販社違い等
複数の添付文書が紐づいている場合

<GS1コード>

有効期限 ロット番号
(17) 210515 (10) ABC123

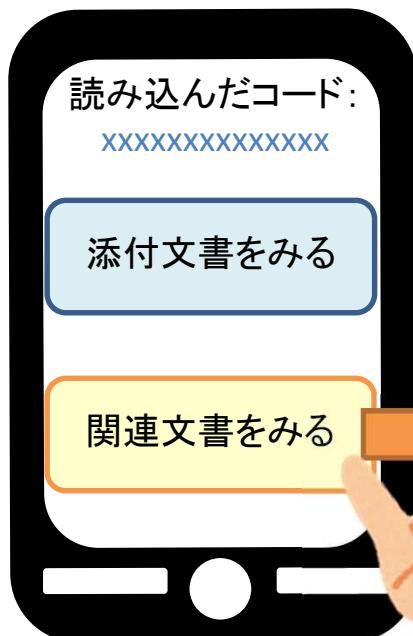
(01) 04512345000035



コードの読み取り

選択した製品の関連文書を表示

一般名	●●●
販売名	●●●錠10mg/●●●錠20mg
製造販売業者等	▲▲▲製薬株式会社
添付文書	PDF HTML
患者向医薬品ガイド	G_●●●錠10mg/●●●錠20mg
インタビューフォーム	F_●●●錠10mg/●●●錠20mg
医薬品リスク管理計画(RMP)	○
医療従事者向け	●●の適正使用ガイド
患者向け	●●を使用中の方へ ●●カード
「指示反映履歴および 変更履歴」	20XX年X月X日薬生安発XXXX第X号 別紙X【根拠症例】 20XX年X月X日薬生安発XXXX第X号 別紙X【根拠症例】
審査報告書ガイド	審査報告書(20XX年X月X日)



トレーサビリティの向上

現状

- 医薬品、医療機器等にバーコードを表示することで、製品追跡（トレーサビリティ）システムの構築が可能となり、物流や医療現場での活用が期待される。近年、国内外で標準化バーコード表示・活用の取り組みが進められている。

＜医薬品・医療機器にGS1規格バーコードを表示＞

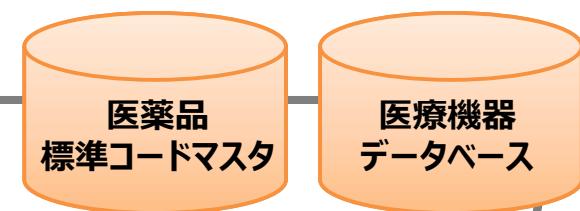


GS1-128で表示できる主な情報

(01)	商品コード (GTIN/JAN) → 事業者・商品・包装単位の固有コード
(11)	製造年月日
(17)	有効期限
(10)	ロット番号
(21)	シリアル番号
(30)	数量

※最初の（）内の数字でコードの意味を区別

＜データベースに製品情報を登録＞



物流・医療現場でバーコードを活用

- 物流管理の効率化
- 院内での物品在庫管理
- 医療安全の向上
(取り違え防止、回収ロットの特定など)



法改正後の制度（医薬品、令和4年12月1日施行）

- 近年、国内外で標準化バーコード表示・活用の取り組みが進められてきたところ、更なる促進を図るため、トレーサビリティバーコードの表示を薬機法上の義務とした。

(医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号の容器への表示等) ※ 施行日：令和4年12月1日
第六十八条の二の五 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業者は、厚生労働省令で定める区分に応じ、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の特定に資する情報を円滑に提供するため、**医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号のこれらの容器への表示**その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

医療用医薬品の種類	販売包装単位(最小販売単位)			調剤包装単位		
	商品コード	有効期限	製造番号又は 製造記号	商品コード	有効期限	製造番号又は 製造記号
特定生物由来製品	●	●	●	◎	◎	◎
生物由来製品(特定生物由来 製品を除く)	●	●	●	◎	○	○
内用薬(特定生物由来製品を除 く)	●	●	●	◎	○	○
注射薬(特定生物由来製品を除 く)	●	●	●	◎	○	○
外用薬(特定生物由来製品を除 く)	●	●	●	◎	○	○

「●」は法に基づき必ず表示するもの(必須表示)、「◎」は通知に基づき表示が求められるもの、「○」は表示を企業の自主的な判断に委ねるもの(任意表示)とする。符号の表示が困難な製品（特例承認医薬品等）の符号の記載については特例措置。

※これまで実施要領通知の対象となっていたなかった、医療用麻薬製品、臨床試用医薬品、再生医療等製品も対象

法改正後の制度（医療機器、令和4年12月1日施行）

（医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号の容器への表示等）

第六十八条の二の五 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業者は、厚生労働省令で定める区分に応じ、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の特定に資する情報を円滑に提供するため、**医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号のこれらの容器への表示**その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

※ 施行日：令和4年12月1日

医療機器等の種類	販売包装(最小販売単位)			個装(直接包装単位)		
	商品コード	有効・使用期限	ロット番号又はシリアル記号	商品コード	有効・使用期限	ロット番号又はシリアル記号
特定保険医療材料	●	●	●	◎	◎	◎
高度管理医療機器等 (特定保守管理医療機器を含む)	●	●	●	○	○	○
その他の医療機器	●	●	●	○	○	○
医療機器以外の消耗材料	◎	○	○	○	○	○
体外診断用医薬品	●	●	●	○	○	○

「●」は法に基づき必ず表示するもの(必須表示)、「◎」は通知に基づき表示が求められるもの、「○」は表示を企業の自主的な判断に委ねるもの(任意表示)とする。符号の表示が困難な製品、家庭用医療機器などの符号の記載については特例措置。

今後のスケジュール

- 添付文書の電子化については、2021年8月1日に制度が施行。
経過措置期間として、2023年8月1日までは、紙媒体の添付文書を製品に同梱することが可能。
- トレーサビリティ用バーコードについては、2022年12月1日に制度が施行。
経過措置期間は設けられていないことに留意
- 円滑な移行に向けて、製造販売業者、医薬関係者に対して講習会等で周知を行っているところ。

